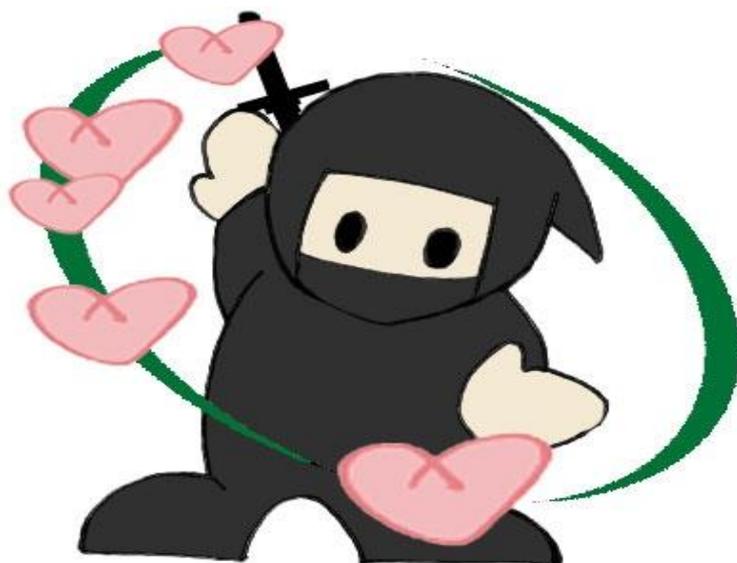


第3次甲賀市地域福祉活動計画



こうかごふくまる

甲賀市地域福祉活動計画イメージキャラクター「甲賀五福丸」

令和3年(2021年)10月
第3次甲賀市地域福祉活動計画策定委員会
社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会

ごあいさつ



我が国の少子高齢化は、他の先進諸国に例をみないスピードで進行しています。また、核家族化の進展とともに、若者を中心とした人口流出により地域の担い手が大幅に減少し、かつては「思いやり」や「助け合い」による近隣の相互扶助によって支えられていた人々の暮らしは大きく変化してきています。

ここ甲賀市に於いても、少子高齢化や核家族化の急速な進展に伴い、地域におけるつながりの希薄化など、人々の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変化する中、福祉ニーズはますます複雑・多様化の一途をたどっております。

こうした情勢の中、甲賀市の地域福祉活動は、平成29年7月、「ご近所福祉」を合言葉に地域特性に応じて各町ご近所福祉推進協議会等を核に、「見守り・支えあい・発見・解決プロジェクト」「ふ・く・しネットワークプロジェクト」「地域の居場所づくりプロジェクト」「災害にも強い地域づくりプロジェクト」の4つのプロジェクトを柱にした「第2次甲賀市地域福祉活動計画」を策定し、推進してまいりました。もとより、地域福祉活動計画は、基盤整備を主とした行政計画に対し、住民や関係機関、民間の団体が主体となって策定する行動計画として位置づけられるものです。

そして、この度の「甲賀市地域福祉計画」の見直しで、社会福祉法の改正に伴い、「重層的支援体制整備事業」等が加味され、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた一体的な支援が求められております。さらに行方の見えない新型コロナウイルス感染拡大により、人と人、人と地域の密接なつながりは極めて持ちにくい状況下にあるといえます。こうした背景も踏まえた「第3次甲賀市地域福祉活動計画」は、地域特性に応じて各町ごとにメインテーマを定め、重点的に取り組む活動等についての地域の活動者の目線から協議を重ね、さまざまな分野で活動する多くの住民の方々の主体的な参加により、実効性を第一とした活動計画となりました。

本計画の策定を通じて、多くの住民の方々や、行政や関係機関・団体との関係性は、計画を実行していく上でさらに強化されるものと信じています。

終わりに、本計画策定にあたり、ご尽力いただいた策定委員、各地域のご近所福祉推進協議会のみなさまに対しまして心より感謝申し上げます。

令和3年(2021年)年10月
社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会

会長 林 善彦

ごあいさつ



甲賀市では、平成29年7月に「第2次甲賀市地域福祉計画」を甲賀市社会福祉協議会と連携のもとに策定し、これまで地域共生社会の実現に向けた取組をともに進めてきました。

策定から4年が経過し、急激な高齢化や人口減少が進行するとともに、コロナ禍によりいつも暮らしにあった人と人とのつながりが希薄化し、社会的な孤立をはじめとする暮らしの中の課題はますます多様化・複雑化しています。

このような中で、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」といった関係性を超えて、地域住民が主体となり、「人と人」「人と社会資源」が世代を超えてつながれる地域共生社会を推進していくうえで、人々の暮らしを見守り支え合う身近な地域福祉の活動が、重要な役割を担っています。

このたび策定いただいた「第3次甲賀市地域福祉活動計画」では、時代の変化を踏まえ地域福祉の発展をめざした実効性のある仕組みづくりが進められることとなり、これまで甲賀市社会福祉協議会が取組んでこられた「ご近所福祉のまちづくり」の実現に大きな期待を寄せるところです。

また、このように変化の大きい時代は、かつての枠組みや属性にとらわれない自発的な活動から新たなコミュニティが創られていく移行期であると言えます。本市では、第2次甲賀市総合計画第2期基本計画にも掲げた「新しい豊かさ」の追求と、「つながりの再構築」をテーマに、第2次甲賀市地域福祉計画の見直しを実施しました。公的な福祉サービスの充実はもちろん、「オール甲賀」を合言葉に地域共生社会の実現のため、市民、関係団体、事業者等との協働によるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、皆様にはさらなるお力添えを賜りますようお願いいたします。

結びに、甲賀市社会福祉協議会のさらなるご発展を祈念いたしますとともに、本計画を策定するにあたって熱心な議論を重ねられた策定委員の皆様、各種調査にご協力いただいた市民・団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和3年(2021年)年10月

甲賀市長 岩永 裕貴

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定について	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
第2章 計画の基本理念、基本方針	4
1 計画の基本理念	4
2 計画の基本方針	5
【1】住民が主役の福祉のまちづくり	5
【2】専門機関・団体と活動者が連携を進める仕組みづくり	5
【3】住民のくらしの課題を解決するための体制づくり	6
第3章 計画の推進	7
1 ご近所福祉を進めるプロジェクト	7
(1)見守り・支えあい・発見・解決プロジェクト	7
(2)ふ・く・しネットワークプロジェクト	8
(3)地域の居場所づくりプロジェクト	8
(4)災害にも強い地域づくりプロジェクト	9
2 推進のための協議体	10
3 各町域の福祉活動計画と災害福祉ネットワークの福祉活動計画	11
(1)水口地域福祉活動計画	12
(2)土山地域福祉活動計画	13
(3)甲賀地域福祉活動計画	14
(4)甲南地域福祉活動計画	15
(5)信楽地域福祉活動計画	16
(6)甲賀市災害福祉ネットワーク協議会活動計画	17
4 推進のための体制整備	18
5 人材育成	18
(1)ご近所福祉の担い手養成	18
(2)地域福祉の担い手養成	19
(3)重層的支援体制整備にともなう専門職の育成	19
資料編	20
【用語の解説】	20
甲賀市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	22
甲賀市地域福祉活動計画策定委員会 委員一覧	24
甲賀市の状況	25
1 人口等の現状	25
2 甲賀市市政に関する意識調査からみえる現状	28

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定について

誰もが住み慣れた地域の中でお互いを認め、見守り、支え合い、共に生きる地域福祉の推進。これを「ご近所福祉活動」として、市民のみなさまをはじめ福祉関係機関・団体や行政、甲賀市社会福祉協議会など地域福祉に関わる多くの方と共に取り組んできました。

一方で地域社会や福祉を取り巻く環境は日々変化し続けています。平成29年度に策定した第2次地域福祉活動計画は、計画の期間を4年間として、さまざまな活動を行ってきました。この間、地域では高齢化と人口減少がさらに進行し、社会的孤立をはじめとする暮らしの中の課題は複雑・深刻化しています。また、新型コロナウイルス感染症や気候変動による災害の増加など新たな要素も加わりました。

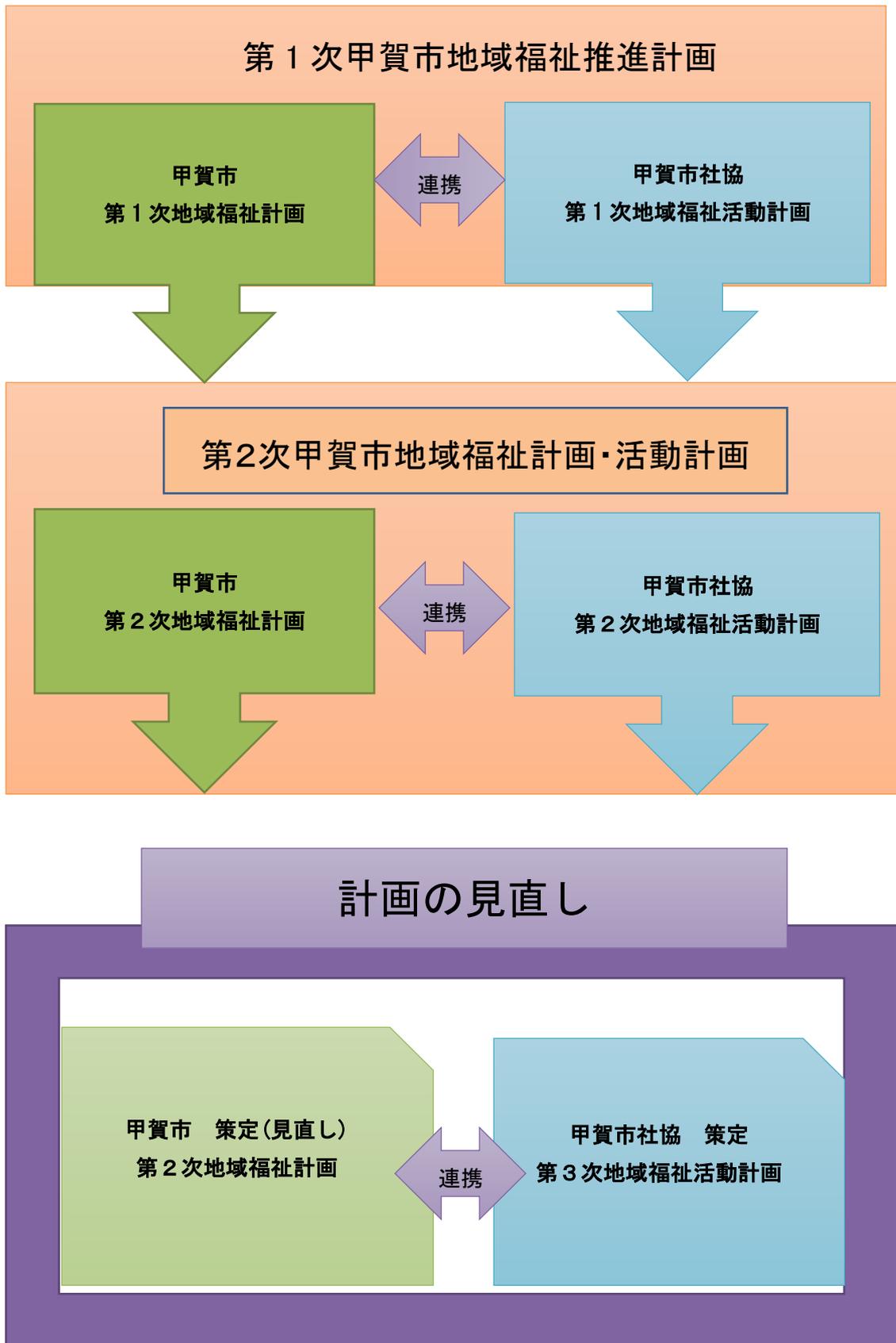
このような人々の暮らしや社会の変化を踏まえ、孤立を解消し、支えあい、その人らしい生活を送ることができる地域を共につくっていくことができる「地域共生社会」を実現し、生活課題を抱えながらも、住みなれた地域で一人ひとりが自分らしく暮らしていける福祉のまちづくりを進めるために、第3次甲賀市地域福祉活動計画を策定します。

2 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定される社会福祉協議会が中心となって、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して地域福祉を推進することを目的として策定する、住民や民間の団体が主体となった活動・行動計画とされています。

一方で、市が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村福祉計画として、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」を進めるための計画とされており、甲賀市地域福祉計画と甲賀市地域福祉活動計画は、その役割に沿って整合性を図り、連携して機能するものです。

計画策定の関係図



3 計画の期間

甲賀市の地域福祉計画は、甲賀市総合計画との整合性を図るため、平成29年度から令和10年度までの12年間を計画期間とし、4年毎に見直しが行われます。本計画もこれと整合性を図り、時々刻々と変わる社会情勢や福祉課題の変化に対応するために、4年毎の甲賀市地域福祉計画の見直し時期に合わせて策定します。

第3次地域福祉活動計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

第2章 計画の基本理念、基本方針

1 計画の基本理念

地域で共に生きる ―ご近所福祉でまちづくり―

少子高齢化や人口減少、世帯規模の縮小、住民同士のつながりの希薄化、経済的な困窮、ひきこもり、虐待など、人々が住み慣れた地域で安心して生活する上での課題は増え続けています。

これに加えて災害の増加やコロナ禍、経済格差の拡大は甲賀市の住民の暮らしにも大きな影響を及ぼすようになりました。

こうした課題を解決するため、これまで甲賀市内では住民同士の見守り支えあいをはじめ様々な取り組みが行われてきました。

また、民生委員児童委員をはじめ、福祉関係機関・団体がそれぞれの福祉課題に対して活動を展開しており、甲賀市の地域福祉を推進する大きな力となっています。さらに、甲賀市行政も地域福祉にかかる各種の施策を実施しています。

しかしながら困窮状態にある人や、誰ともつながらず孤立する人、支援が必要であるにもかかわらず福祉の制度やサービスと結びついていない人、障がい等のために生活に支援が必要な人やその家族、子育てや介護の問題など、さまざま課題に直面している住民がおられ、昨今ではコロナ禍がこれに拍車をかけています。

地域課題や個別課題が複雑・深刻化する状況においては、地域住民、福祉関係団体、行政などの組織がつながり連携してこそ、それぞれの持つ力が発揮されます。

私たちは、すべての人がお互いの違いを認め合い、命や人権を大切にし、対等な立場で見守り支えあう、誰もが住み慣れた地域の中で共に生きる「ご近所福祉のまちづくり」を目指していきます。

2 計画の基本方針

【1】住民が主役の福祉のまちづくり

本計画は、行政計画である市の地域福祉計画と相互に補完する、住民、関係機関・団体、甲賀市社会福祉協議会の活動計画です。

多様な生活課題は、個人の課題であると同時に、地域がかかえる課題でもあり、その解決には住民も主体となって活動者になることが必要です。

そうした住民が主役の福祉のまちづくりを実現していくには、住民の生活課題を共有して、関係機関・団体、ボランティアなどさまざまな活動者が住民とともに解決に向けて取り組むための「つながり」が必要です。

具体的には、以下の4つの活動を進めます。

- (1) 身近な地域での「見守り支え合いのネットワークづくり」
- (2) 身近な地域で活動に関わる「人づくり」
- (3) 住民が共に地域課題を発見・共有できる「場づくり」
- (4) 人と人との出会い、支えあいを大切にする「つながり」づくり

【2】専門機関・団体と活動者が連携を進める仕組みづくり

地域にはさまざまな課題をかかえる住民、世帯があり、地域の支えあいだけではとうてい解決できないものもあります。また、SOSを発信できない方もおられます。特に生活困窮や虐待・ひきこもり・介護など、外からは見えにくい課題については、専門機関・団体と地域の活動者との連携が不可欠です。

そうした複雑・深刻化した課題に対し多機関が連携して取り組むための仕組みが機能するよう、以下の4つの活動を進めます。

- (1) 地域の活動者と専門機関・団体のネットワークの構築
- (2) 地域の活動者と専門機関・団体との協働によるご近所福祉の推進
- (3) 地域の活動者と専門機関・団体との連携による福祉サービスの開発・提供
- (4) 地域の活動者と専門機関・団体との連携による成年後見制度の利用促進

【3】住民のくらしの課題を解決するための体制づくり

住民のくらしの課題を解決するためには、要支援者に関わる関係者の連携が必要であるとともに、支援者が集い検討し、関係機関へ働きかけ、共に行動していくための場が必要です。さらに個別事例から甲賀市全体の課題解決への仕組みづくりにつなぐために、福祉課題や福祉テーマに取り組む活動と地域ごとに取り組まれる活動を結ぶことも必要となります。具体的には、以下の4つの活動を進めます。

- (1) 身近な地域から市全体まで、幅広いボランティア活動・住民活動を促進する仕組みやコーディネート体制を充実していきます。
- (2) 複雑・深刻化した個別課題を福祉活動者、関係機関・団体、福祉サービスなどと連携し、重層的な支援につなぐワーカーを育成します。
- (3) 住民が集い交流できる場、活動と情報発信の場、出会いの場、多世代を対象とした居場所など、課題解決の場となる拠点づくりを進めます。
- (4) 生活困窮世帯の自立支援、障がい者支援、権利擁護、再犯防止などのテーマに応じた支援ネットワークを構築し、課題解決への具体的な取り組みを進めます。

第3章 計画の推進

これまで甲賀市では、様々な地域の状況や課題に応じた見守りや支えあい、居場所づくりなど数多くのご近所福祉活動が、住民主体で取り組まれてきました。また、福祉団体の活動や様々なテーマに対応したボランティア活動に加え、子ども食堂やフードバンクといった新たな活動も展開されてきました。

しかし、現在は新興住宅地域だけでなく旧来の地域でも、地域の力や住民の福祉活動だけでは解決しきれない課題が増えていく傾向にあります。特に困窮や孤立といった課題は、コロナ禍によって住民同士が出会い、交流する機会が少なくなったことにより深刻になっています。

一方、福祉関係の機関・団体は、児童や高齢・障がい・生活困窮など、住民の福祉課題を解決するために連携していますが、課題が複雑・深刻化する中、新たな形のネットワークが必要になっています。

このような状況の中、地域福祉の根幹とも言える、住民主体によるご近所福祉活動を推進するため、①見守り・支えあい・発見・解決②ふ・く・しネットワーク③地域の居場所づくり④災害にも強い地域づくり、の4つのプロジェクトの取り組みを継続し、それぞれのプロジェクトを複合的に進めていきます。

このプロジェクトは、これまでの活動や活動者の取り組みに、新たな活動や活動者の参画を促し、ともに課題解決に向かい、必要に応じて新たな活動や仕組みづくりに取り組むものです。また、各プロジェクトの取り組みは地域ごとの状況や課題に沿って進めることが大切なことから、地域ごとに推進母体を設置して取り組みます。

1 ご近所福祉を進めるプロジェクト

第2章の基本理念、基本方針に基づいた活動を具体的な活動にするために必要な4つのプロジェクトに取り組み、「見守り・支えあい・発見・解決」「ふ・く・しネットワーク」「地域の居場所づくり」「災害にも強い地域づくり」の4つのプロジェクトを実施します。

(1)見守り・支えあい・発見・解決プロジェクト

「見守り」から「発見」へ、「発見」から「支えあい」へ、「支えあい」から「課題解決」

へ、さらに次の「見守り」へとつながる、循環発展型の見守りと支えあいのネットワークづくりを市内に広げ、さらに、従来より高齢者が中心になりがちな活動を全世代型へと発展させることを目指します。

①社会資源調査

- 市内で行われている住民主体の見守り支えあい活動とその担い手
- 取り組み内容と課題の整理

②活動支援

- 課題発見、解決に向けた支援
- 活動者の交流や研修
- ネットワーク化の支援
- 人材発掘、活動者の養成
- 活動の啓発、広報活動
- 各地域の課題に対応した見守り支えあいの検討

(2) ふ・く・しネットワークプロジェクト

～ふ(福祉関係者による)・く(暮らしの課題を解決する)・し(しくみ)～

市内では専門分野ごとの多様な福祉関係者による福祉サービス、相談援助、福祉事業が実施されており、複雑・重層化した課題にはそのネットワークが力を発揮します。そして地域の課題解決には、活動者とそのネットワークがつながることが大切です。これにより活動者と福祉関係者が連携して個別課題や地域の課題に取り組み、ご近所福祉活動とつながる仕組みをつくることを目指します。

①専門職と関係者がつながる取り組み

- 専門職同士の情報交換、研修の場づくり
- 専門職と地域の住民がつながる場づくり
- 多職種連携による課題解決の仕組みづくり
- 地域ニーズに応じた課題解決の支援
- テーマ(生活困窮・障がい・権利擁護など)に応じた支援ネットワークづくり

(3) 地域の居場所づくりプロジェクト

現在、支援の必要な方の状況を深刻にしている要因の1つが「孤立」です。これ

に対応するのがこのプロジェクトです。住民の出会いの場であり、交流の場であるのが居場所です。同時にそれは課題の発見の場でもあり、解決の場でもあります。

コロナ禍により人同士の交流が難しくなった今、その役割を再確認し、現状の実態を把握するとともにその在り方を見直し、「孤立」をはじめとする様々な地域課題に取り組める活動の場としての居場所づくりとそのネットワーク化を推進します。

①調査と検討・協議

- 市内にある住民の居場所などの状況の確認
- 取り組み内容と課題の確認
- 求められる居場所、必要とされる場の在り方

②活動支援

- 課題発見、解決に向けた居場所の立ち上げ支援
- 活動者の交流や研修の実施
- 福祉関係者との連携支援
- 活動者の養成、人材発掘
- 活動の啓発、広報活動
- 活動助成

(4)災害にも強い地域づくりプロジェクト

近年の気候変動により災害が増加する中、防災と被災時対応は一人暮らし高齢者や障がい児・者、乳幼児、妊婦等、いわゆる災害弱者といわれている人たちだけでなく、すべての人の課題です。

誰一人孤立することのない体制を確立するため、誰かに見守られ、SOS を発信しやすく、手をさしのべてもらえることのできるたすけあいのネットワークを形成していくとともに、平常時から進める「災害にも強い地域づくり」を目指して、常設型の災害福祉ボランティアセンターとして設置された甲賀市災害福祉ネットワークセンターと連携します。

①災害にも強い地域づくりへのネットワーク形成

- 防災・減災・災害時対応につながるご近所福祉の推進
- 関係機関との連携による要支援者の把握の仕組みづくり
- 関係機関や活動者との連携による要支援者への支援活動の検討
- 災害福祉ネットワークセンターの運営とその協議検討

- ② 災害時の被災者支援活動
 - 被災時の初動体制の確立
 - 甲賀市災害福祉ネットワークセンター(常設型災害ボランティアセンター)の支援・協力
 - 甲賀市災害福祉ネットワークセンターと関係機関、活動者との連携
 - 生活という視点に立った被災地での支援活動、ボランティア活動の推進

2 推進のための協議体

プロジェクト全体の推進は、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の推進団体として甲賀市社会福祉協議会が担います。また、旧町域に設置されている「ご近所福祉推進協議会」が地域ごとの活動推進の協議体として、さらに旧町域での取り組みと市内全体での取り組みを共有し、連携させるための協議体として「甲賀市ご近所福祉推進委員会」を位置づけます。

【全体的な推進を担う団体】	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
【全体的な推進のための協議体】	甲賀市ご近所福祉推進委員会 甲賀市災害福祉ネットワーク協議会
【地域ごとの推進のための協議体】	水口地域ご近所福祉推進協議会 土山地域ご近所福祉推進協議会 甲賀地域ご近所福祉推進協議会 甲南地域ご近所福祉推進協議会 信楽地域見守りネットワーク活動推進委員会
【構成団体】	
甲賀市ご近所福祉推進委員会	… 地域福祉活動計画策定委員など
甲賀市災害福祉ネットワーク協議会	… 各町ご近所福祉協議会、民生委員児童委員協議会・赤十字奉仕団・地域自主防災会・国際交流協会・ボランティアグループなど
ご近所福祉推進協議会	… 区・自治会、健康福祉会、自治振興会、民生委員児童委員協議会、赤十字奉仕団、更生保護女性会、健康推進員連絡協議会、ゆうゆう甲賀クラブ、行政の担当課職員、地域包括支援センターなどの福祉関係機関

3 各町域の福祉活動計画と甲賀市災害福祉ネットワークの福祉活動

第2次地域福祉活動計画では、町域ごとの状況に応じたご近所福祉を協議検討し、4つのプロジェクトを推進するために、ご近所福祉推進協議会が設置され、その推進のための協議と支援が行われてきました。

また、災害にも強い地域づくりプロジェクトでは甲賀市災害福祉ネットワーク委員会委員により検討が行われ、甲賀市災害福祉ネットワークセンターと甲賀市災害福祉ネットワーク協議会が令和3年4月に立ち上がりました。

本計画ではその取り組みをより活性化させ、具体的な活動や支援につながることを目指して、ご近所福祉推進協議会が中心となって地域ごとに「地域福祉活動計画」を、また「甲賀市災害福祉ネットワーク協議会活動計画」を策定します。各計画の期間は本計画と同じ期間とします。

(1)水口地域福祉活動計画

メインテーマ「地域を支える人材づくり」

1. これまでの経過

現在の活動から見えてくる福祉課題・テーマについて情報交換及び共有を行い、また学区(自治振興会)ごとの課題(活動・福祉)及び社会資源の把握のため、聞き取り調査を実施した。そこから見えてきた共通課題をもとに、傾聴ボランティア養成講座を開催し、「傾聴ボランティアあい・あい」が発足した。

またモデル地域として学区(自治振興会)と相談し、地域で進める「見守り・支え合い活動」の推進を行った。そこから貴生川地域自治振興会にて「見守り・支え合いネットワーク」が発足された。

そして4年間の振り返りとともに、コロナ禍を踏まえた活動者の現状と課題、地域の福祉課題把握のため、アンケート調査を実施した。

2. 地域課題

- ・地域差が多く、抱える課題も様々なため、水口町全体としての福祉課題をとらえることが難しい。
- ・福祉の関心度に大きな差があり、活動が進みにくい。
- ・活動者の高齢化・人材不足
- ・災害時に助け合える仕組みづくりができていない。
- ・ご近所づきあいの希薄化(困りごとの把握と見えにくさ)。
- ・課題を一緒に取り組む仲間がいない(集まりにくい)。

3. 重点的に取り組む福祉テーマ(具体的な取り組み)

①人材発掘とボランティア育成

- ・必要な福祉ボランティア活動の分析
- ・テーマにあわせたボランティアの育成

②活動者同士のつながり・連携できる関係づくり・学ぶ機会づくり

- ・活動者の交流会開催(つながるきっかけづくり)
- ・ご近所福祉を知る機会、学ぶ機会(ご近所福祉研修会等開催)

③交流できる場・機会づくり

- ・居場所活動支援(居場所づくり・移動販売)

④地域の見守り・支え合い活動づくり

- ・ご近所同士の見守り活動支援(支え合い活動づくり)

(2) 土山地域福祉活動計画

メインテーマ 「連携の強化・居場所から見守り」

1. これまでの経過

テーマを「居場所」と定め、特に「高齢者サロン」の課題解決支援に取り組む。地域でのサロンの状況を聞き取ることで、地域の担い手の不足は大きな課題であることを確認。そのため、担い手不足でも継続できる居場所のあり方を検討し、みんなが主役の「自立型高齢者サロン」づくりを始める。

また、地域への福祉課題や取り組みの発信として年1回のフォーラム開催や広報誌の発行を行い、啓発活動にも取り組んできた。

2. 地域課題

- ・情報が不十分 →暮らしの課題が見えてこない。
- ・担い手不足 →地域の活性化ができない。
- ・住民主体の取り組みや連携が不十分。長引くコロナ禍で対面の機会が減少
→見守りができない、孤立化する。
- ・バスなどの公共交通機関の不便さなど
→高齢者の外出が少なくなる。買い物がしづらくなる。
- ・暮らしの課題 →高齢者や障がい者の暮らしはどうなっているのか。

3. 重点的に取り組む福祉テーマ(具体的な取り組み)

土山地域は特に少子高齢化が著しく進んでいるため、生活課題の解決として高齢者の居場所が継続的に行っていけることを目的に、「自律型高齢者サロン」の取り組みを継続し、広く浸透させていきたい。

自治振興会や他の団体との連携・協働による取り組みにも力を注いでいき、あらゆる立場がつながり土山地域の福祉の推進に取り組んでいきたい。

特に共通のテーマであり市民の関心も高い「防災」をきっかけに、日頃の「見守り」へ活動を広げていく。

① 生活課題解決支援:

- ・高齢者の自律型サロンの定着化と他の地域への拡大啓発
- ・様々な居場所の意義と課題についての考察
- ・居場所から見守りの取組みに発展させるための検討

② 啓発:「土山地域田舎の地域づくりフォーラム」を年1回開催

③ 情報: 広報誌「土山がニコリ」を年1回発行

④ 連携: 自治振興会や福祉推進員等と連携した活動

情報交換や共有課題をテーマとしたフォーラムの開催等
その他諸団体、関係機関との連携

(3) 甲賀地域福祉活動計画

メインテーマ「ご近所主体で進める4つのプロジェクト」

1. これまでの経過

過去3回のフォーラムで地域の交流、課題の共有を重ねながら、4つのプロジェクトを展開。生活支援ボランティアグループの立ち上げや自治振興会との連携による先進地研修や買い物支援につなげたほか、地域ニーズや課題の可視化を目的に随時アンケート調査も実施してきた。また、プロジェクト展開においては、重点課題に絞った各課題を実行可能なものから優先し、令和2年度では、下記3の②③のスタートを切ることができ、次の段階へと展開している。

2. 地域課題

- ① コロナ禍で見えてきた、困窮者の実態、情報伝達の問題の対応
- ② 組織の後継者問題
- ③ “防災”と“福祉”の分離で滞っている個別計画の作成推進

3. 重点的に取り組む福祉テーマ(具体的な取り組み)

- ① 地域住民にしっかり届く情報発信と伝達方法の検討
 - ・ 広報紙に加えインターネットなど各種媒体による情報受発信の方法の検討
 - ・ 区自治会に加入していない人への情報伝達の方法の検討
 - ・ 障がい者、一人暮らし高齢者などへのわかりやすい情報伝達の方法の検討
- ② 甲賀地域内の福祉資源データの集積と活用
 - ・ 先駆的に取り組まれている地域や団体取材・紹介
 - ・ 組織情報の追加、更新による「つながりひろがる福祉・こうか」の発行
- ③ ゆるやかなご近所福祉活動の仕組みづくり・展開
 - ・ e(え)こころステーション甲賀の食材から始めた支援により見えてくる諸課題への活動展開
 - ・ 縛りのない「できるときに、できることを」をモットーとしたボランティアの育成(講座や研修)
 - ・ 向こう三軒両隣のご近所関係を再構築(回覧板など既存の仕組みを大切に)
 - ・ 自治会に加入していない人々のご近所関係の形成推進
- ④ 災害にも強い地域づくりの推進
 - ・ ご近所主体による個別計画の作成の推進(実効性あるものとするために)
 - ・ ③の講座や研修の実施を通じて“防災”と“福祉”の両方の視点を併せ持った地域づくりを推進
- ⑤ 地域でご近所福祉を推進する人材の育成
 - ・ ソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、地域マネージャーの専門職と連携・協働して地域でご近所福祉を推進する人材の発掘・育成(講座や研修)

(4) 甲南地域福祉活動計画

メインテーマ:みんなで“つなぐ・つなげる”甲南福祉

1. これまでの経過

協議は12名の協議員が中心になり実施してきた。まず初年度は福祉団体・福祉活動者を対象としたアンケート調査を実施し、アンケート結果より今後取り組むべき具体的な4つの活動が見えた。

①活動者同士の交流会では、情報交換と地域の課題や新たなアイデアの発見、横のつながりづくりをすすめる。②拡大会議では、活動者だけでは解決できない課題を市や専門機関にも入ってもらい共有する。③外出支援や生活支援などの研修の実施。④啓発では、広報発行と福祉活動の状況を知ってもらえる場を設け、活動を広げる。以上の4つをすすめてきた。

2. 地域課題

- ・高齢者世帯や高齢独居者の増加に伴い、支援を必要とする世帯への移動支援、生活支援の充実
- ・新しく出来た地域と旧来の地域、大規模地域と小規模地域等、地域差が大きく、抱える課題も多様化している。
- ・活動者の高齢化が進み、一方で就労年齢が上がってきたために、ボランティアを継続する人材の不足が進んでいる。

3. 重点的に取り組む福祉テーマ(具体的な取り組み)

- ①ふくしネットワークづくり
 - ・つなげる交流会の場を活用し活動紹介
 - ・自治振興会と協働しながら実施
- ②災害にも強い地域づくり
 - ・災害を学び知る(勉強会、研修会)
 - ・地域の実情を知る(各学区)
- ③見守り・支えあい・発見・解決の取り組み
 - ・見守り支えあい活動の普及
 - ・生活支援ボランティア、移動支援の充実及び普及
- ④地域の居場所づくり
 - ・おたっしや広場・子育てサロンの充実
 - ・子ども食堂、フードバンク等の居場所

(5) 信楽地域福祉活動計画

メインテーマ 「暮らしやすいまちをつくっていくために」

1. これまでの経過

信楽地域見守りネットワーク推進委員会は、信楽地域をあげて見守りネットワーク活動のあり方を考え、推進する場として平成26年4月に発足(準備委員会は平成25年11月から)。以降フォーラムや見守り活動者交流会の開催、助成事業などにより区・自治会単位での見守りネットワークの組織化と継続支援を行ってきた。

また、見守り活動の推進と共に具体的な生活支援についても協議し、生活支援ボランティア養成講座の支援、その後立ち上がったボランティアグループとも連携している。

2. 地域課題

- ・地域の福祉課題が十分に共有出来ていない。
- ・人材不足⇒活動の後継者がいない。 ・移動手段の不足(高齢化などに伴う)

3. 重点的に取り組む福祉テーマ(具体的な取り組み)

★ 新規取り組み

①見守り・支えあい・発見・解決の取り組み

- ・小地域単位での見守りネットワーク活動の立ち上げ・継続支援
- ・生活支援ボランティア“ほっと”との協働とサポート
- ★外出支援の実施(買い物支援モデル事業からスタート)

〈具体的な取り組み〉

- ・見守り助成事業
- ・見守り活動者交流会⇒★町域や学区単位での実施

〈コロナ禍の下での活動実践共有〉

- ★地域の子どもたちと一緒に活動を創り上げていく(次世代の後継者育成)
- ★こもりがち、ひきこもりの人の発見・サポート
- ・活動の啓発、見守り・ささえあいフォーラム開催、★広報活動
- ・生活支援ボランティア増員のための取り組み(個別の声掛け、養成講座、広報)

②ふ・く・しネットワークづくり

- ・障がい福祉分野、子育て支援分野、自治振興会、★国際交流分野との連携

〈具体的な取り組み〉

- ・NPO、社会福祉法人(障がい福祉分野)、子育て支援センターの推進委員会参画
- ★地域の見守り活動へ障がいのある人、子育て中の親御さん、外国籍の人達の参画

③地域の居場所づくり

- ・居場所の立ち上げ(★オレンジカフェなど)・継続(いきいきサロン・100歳体操など)支援、ネットワーク化
- ★コロナ禍の下での活動継続支援

〈具体的な取り組み〉 ・推進委員会・部会の開催

④災害にも強い地域づくり

- ★多様な(女性・災害時要援護者)視点に立った防災の推進

〈具体的な取り組み〉 ・研修会・懇談会の開催

(6) 甲賀市災害福祉ネットワーク協議会活動計画

メインテーマ「災害にも強い地域づくりを目指して」

1. これまでの経過

平常時からの福祉を視点にした防災活動の必要性について協議し「住民が進める福祉を視点にした防災活動事例集」を作成し、さらにより多くの方に知っていただく学びの機会として、「災害福祉講演会」を開催した。

また、災害福祉ボランティアセンターの常設設置を目指し、災害福祉ボランティアの養成講座を開催した。また、協議会とともに甲賀市社会福祉協議会内に令和3年4月1日、「甲賀市災害福祉ネットワークセンター(常設型災害福祉ボランティアセンター)」を設置した。

2. 活動方針

防災・福祉を視点にたすけあいのネットワークづくりを目指すとともに「災害福祉ネットワークセンター」の機能の確立を図りながら活動を推進する。

3. 重点的に取り組む福祉テーマ(具体的な取り組み)

① 平常時から取り組む活動

- ・「福祉」を視点にした防災活動の推進と支援

福祉を視点にした防災活動の課題とその解決方法について調査研究するとともに、啓発資料(住民が進める福祉を視点にした防災活動事例集Ⅱ等)の作成や防災・福祉フォーラム及び研修等による推進を図る。

- ・災害にも強い地域づくりのためのネットワークづくり

ご近所福祉推進協議会とともに各種関係機関、団体、企業等と防災・福祉を視点にした「テーマ」を設けることで、市域及び地域でのつながりづくりを行う。

② 災害時を想定した活動

- ・災害福祉ボランティアの育成と活動の推進

災害福祉ボランティアの育成及び研修を行うことで意識向上を図る。

- ・災害福祉ボランティアセンター設置運営訓練の検討と実施

設置運営マニュアルの作成と設置運営訓練を段階的に実施し、マニュアルの検証及び見直しを行う。またダイジェスト版の検討・協議を行う。

③ その他

- ・広報活動

防災・福祉の大切さと、ともに考え、行動するよう市民に向けた広報活動を行う。

4 推進のための体制整備

住民の生活課題を解決するためには、ボトムアップ形式の仕組みが必要です。地域の中の課題は、地域に暮らす住民が発見し、解決に向かって取り組む仕組みをつくり、早期の課題発見や解決、予防および地域力の強化を図るために、町域単位に地域福祉推進の拠点として地域福祉活動センターを設置し、区・自治会単位の福祉活動や自治振興会単位の活動、福祉サービス、関係機関による支援と個別課題を重層的に結びつけるワーカーを職員として配置します。

同時に、ワーカーは担当地域の地域包括支援センターや福祉関係事業者、自治振興会やその地域マネージャー等と協働・連携し、住民主体によるご近所福祉活動の推進や課題を解決するための仕組みづくりに取り組みます。

市全体には、ボランティア活動の推進も含め、市内全体の地域福祉活動を統括・推進・支援する拠点を置き、地域福祉活動センターとともにそれぞれの活動を推進・支援します。

5 人材育成

甲賀市社会福祉協議会は、ご近所福祉を進めるうえで欠かせない人材の育成に取り組めます。ご近所福祉を担うボランティアは、住民自身の自発性や主体性が重要です。また、地域の状況や福祉課題はさまざまなことから、ご近所福祉推進協議会やボランティア団体、関係機関の参画を得ながら、ニーズに応じた福祉やボランティア講座を開催するなど多様な方法で啓発と養成を実施します。

(1)ご近所福祉の担い手養成

①ご近所福祉講座

ご近所福祉について学ぶとともに、自分たちが住む地域を見直し、ご近所福祉の実態や課題を把握する入門、啓発的な講座を開催します。

②生活支援ボランティアの養成

地域の高齢化がますます進み、ご近所福祉活動の担い手が少なくなる中、これまでの取り組みによって生まれた生活支援ボランティアグループや傾聴ボランティアなどの活動をさらに充実させるため、養成講座を開催するなど引き続き人材養成に取り組めます。

③その他福祉ニーズ担い手養成

福祉ニーズに応じた担い手を育成、養成するための各種講座や環境づくりに努めます。

(2)地域福祉の担い手養成

①福祉学習の支援

これからの甲賀市を担う児童・生徒の福祉教育は重要であり、現在、市内の小中学校、高校にて授業の一環として福祉学習に取り組まれており、甲賀市社会福祉協議会は福祉団体やボランティア、活動者、当事者等の協力を得ながら、専門職であるワーカーがお手伝いをしています。

また地域で行われる福祉学習も、子どもから高齢者まで幅広い参加により行われる重要な場であり、その開催をワーカーがお手伝いします。

②企業の福祉活動への参画支援

市内に多くある企業を、地域福祉の課題を解決する社会資源の一つとして捉え、フードバンク事業や子ども食堂、災害福祉ネットワーク等の具体的な福祉活動の場として参画を促します。

(3)重層的支援体制整備にともなう専門職の育成

地域や個人の課題がますます複雑・重層化する中、課題解決に取り組むワーカーにはより専門性が求められ、また縦割り化を排除しネットワークを活用した業務が求められます。

そこで必要とされる人材は、地域の中に入り住民とともに地域課題に取り組み、同時に専門職や関係機関、団体とボランティアや活動者をつなぐ、「コミュニティワーカー」であり、社会福祉援助技術を用いる「ソーシャルワーカー」であり、「ボランティアコーディネーター」です。甲賀市社会福祉協議会はこういったワーカーを育成するとともに、支援機関・地域の関係者が相談や要支援者の課題を受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に進めます。

【用語の解説】

○ソーシャルワーカー

社会福祉を学び、社会福祉援助技術を用いて、支援の必要な人、困っている人の相談に乗り、問題解決のための援助を行う専門職です。

○コミュニティワーカー

地域において、住民の主体的な参加によって地域住民の福祉課題が解決されるよう、調査、住民組織と関係機関とのネットワーク、社会資源の開発、情報提供などの一連の仕組みづくりを活動者や住民と共に行う地域福祉の援助活動を行う職種です。

○「生活支援コーディネーター」と「協議体」

「生活支援コーディネーター」は、介護保険法の改正により、地域支援事業の中に位置づけられた生活支援サービスの体制整備として、平成 29 年 4 月から第 1 層(市域)と第 2 層(町域)に配置され、支えあい活動の促進と協議体の活発化の要となる職種です。

地域福祉活動センターに配置されるワーカーは生活支援コーディネーターを兼ねます。

「協議体」は、市が主体となって生活支援等の基盤整備に向けて第 1 層と第 2 層において設置する組織として、多様な参画によって「定期的な情報共有、連携強化の場」として、以下の取り組みを総合的に支援・推進します。

- ①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ②地縁組織等の多様な主体への協力依頼などのはたらきかけ
- ③関係者のネットワーク化
- ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ⑥ニーズとサービスのマッチング

○成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護などの法律行為を一人で行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないまま契約を結んでしまい、被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

○地域福祉権利擁護事業

自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある、高齢者や障がいのある方の福祉サービスの利用や金銭管理などを契約に基づいてお手伝いし、安心して生活が送れるよう支援する事業です。

○地域マネージャー

地域の状況を把握し、地域内の課題の解決及び活性化を支援する専門職です。

○「フードバンク事業」と「e ころステーション」

寄附いただいた食品や物品を「フードバンク事業」としてお預かりし、学習支援事業や子ども食堂、支援の必要な方に提供する事業です。その活動拠点として e ころステーションを整備し、ボランティアと共に支援を実施しています。

○ボトムアップ形式

住民の生活課題を解決するために、地域住民自ら課題を発見し、解決に向けた仕組みや取り組みを行う方法です。

甲賀市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 甲賀市の地域福祉推進を図るため甲賀市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、地域福祉の関係者から意見を聴取し、計画の策定に必要な協議検討を行うことを目的に甲賀市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること

(委嘱)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から甲賀市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) ボランティア団体の代表者
- (3) ご近所福祉推進協議会の代表者
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定期間である令和4年3月31日までとする。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下、「会議」という。)委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に参加させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、甲賀市社会福祉協議会法人運営部に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は令和3年4月20日より施行する。

2 この要綱の施行後、最初の委員会の会議の招集は、第6条1項の規定にかかわらず会長が行う。

第3次甲賀市地域福祉活動計画策定委員会 委員一覧

(敬称略)

	構成区分	団体等名称	団体等での役職等	氏名	備考
1	福祉関係団体	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	会長	富岡 正義	委員長
2	ボランティア団体	甲賀市赤十字奉仕団連合会	会長	西川みき子	副委員長
3	各地域で福祉活動に取り組む団体の代表者	水口地域ご近所福祉推進協議会	副会長	田中のぶ子	
4		土山地域ご近所福祉推進協議会 (甲賀市災害福祉ネットワーク協議会)	会長	中島 仁史	
5		甲賀地域ご近所福祉推進協議会	会長	中島 教芳	
6		甲南地域ご近所福祉推進協議会	副会長	岩崎 信吾	
7		信楽地域見守りネットワーク活動推進委員会	副委員長	宇田ルリ子	

策定委員会

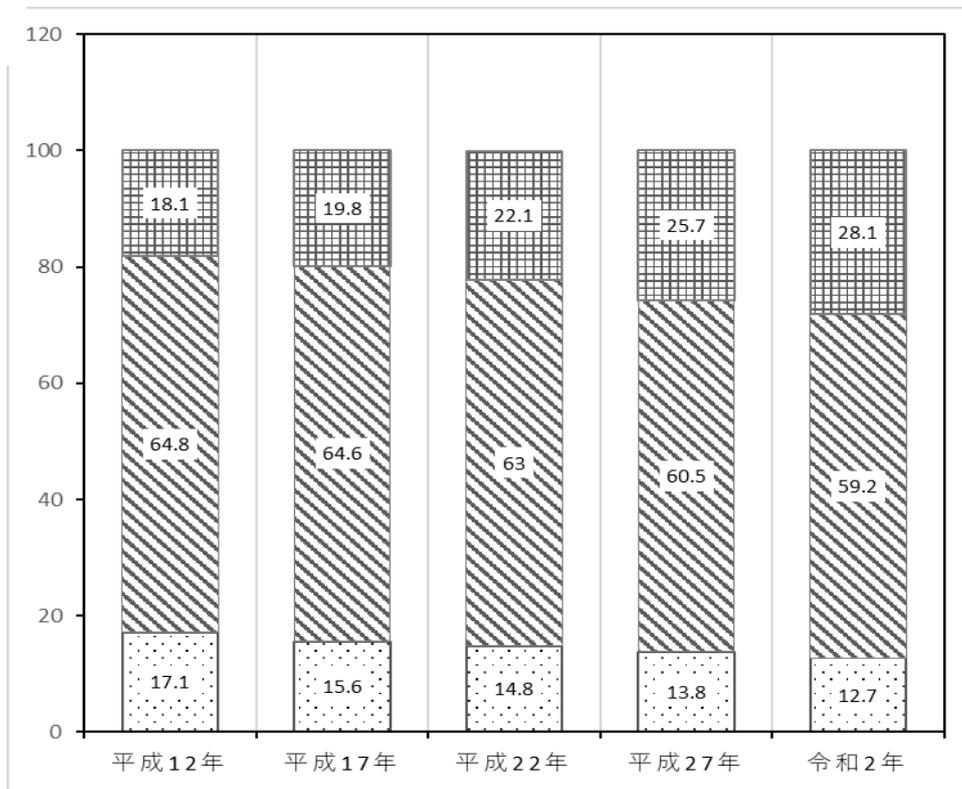
- ・第1回策定委員会 令和3年5月17日(月) 場所:水口社会福祉センター
- ・第2回策定委員会 令和3年6月18日(月) 場所:水口社会福祉センター
- ・第3回策定委員会 令和3年7月30日(金) 場所:水口社会福祉センター
- ・第4回策定委員会 令和3年8月23日(月) 場所:水口社会福祉センター
- ・第5回策定委員会 令和3年9月13日(月) 文書審議

1 人口等の現状

人口・世帯等の状況

総人口・年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、平成12年以降、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少しています。一方、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、平成12年から令和2年の間で10ポイントと大きく増加しています。



年少人口(0~14歳)
 生産年齢人口(15~64歳)
 高齢者人口(65歳以上)

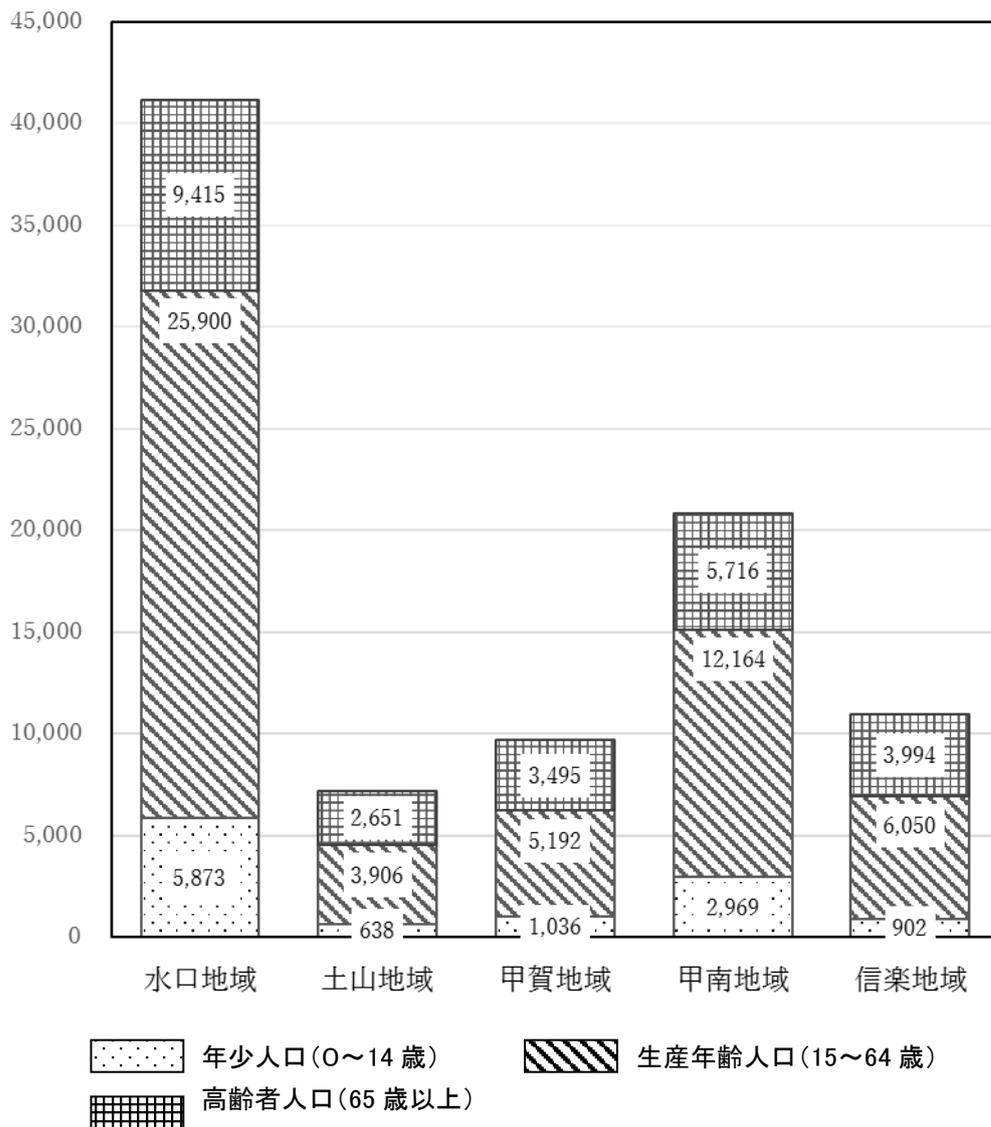
※平成12年~平成27年:国勢調査より

※令和2年:住民基本台帳(令和3年3月末)より

地域別年齢3区分別人口

甲賀市の人口が 89,901 人であり、地域別の人口としましては、水口地域が 41,188 人、土山地域が 7,195 人、甲賀地域が 9,723 人、甲南地域が 20,849 人、信楽地域が 10,946 人となっています。市全体の約 46%の人口を水口地域が占めています。統計から、土山地域、甲賀地域、信楽地域の高齢者人口の割合が多いことが分かります。

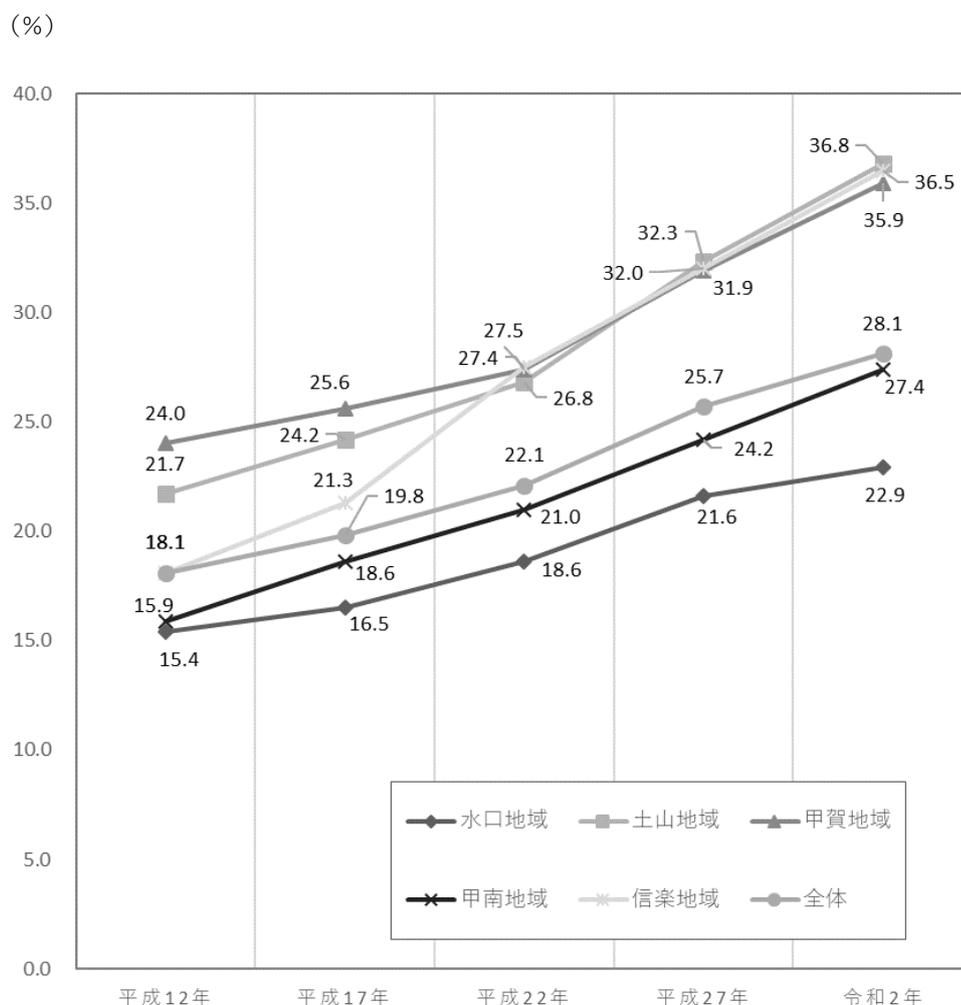
(人)



※住民基本台帳(令和3年3月末)より

① 地域別高齢化率の推移

地域別の高齢化率の推移をみると、平成12年以降、全ての地域で増加しています。土山地域、甲賀地域、信楽地域では高齢化率が35%を上回っています。



※住民基本台帳(令和3年3月末)

2 甲賀市市政に関する意識調査からみえる現状

(1) 調査の目的

この調査は、地域福祉計画を見直すための基礎資料を得ることを目的として、市内にお住まいの18歳以上の人を対象に実施しました。調査内容は、地域福祉、児童福祉、高齢福祉、障がい福祉などの福祉領域についての意見や評価などについてです。

(2) 調査の方法

調査対象者	市内にお住まいの18歳以上の人
抽出方法	層化二段無作為抽出法
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収またはインターネットによる回答
調査基準日	令和2年9月1日
調査期間	令和2年9月1日～令和2年9月15日

(3) 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
3,000件	1,220件 うち郵送回収: 1,039件 インターネット回答: 181件	40.7%

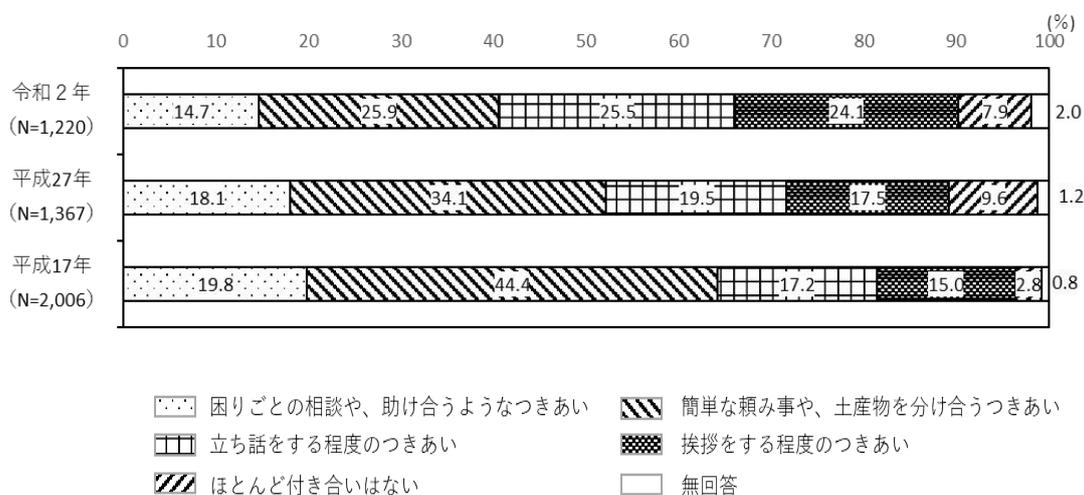
(4) 図表の見方

- 回答の比率は、その設問の回答数を基数(N)として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- 回答率(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。
- 有効回答とした中には、年齢、性別、居住地等の不詳があります。したがって、全体の回答数と属性別の回答数の合計が一致しない場合があります。
- 調査項目によっては、過去に行った調査と比較分析を行いました。
- 「平成17年」とあるのは平成17年12月に実施した「甲賀市民の暮らしと地域福祉に関する意識調査」を示します。「平成27年」とあるのは平成27年10月に実施した地域福祉に関する市民アンケートの調査を示します。○ 「令和2年」とあるのは今回の調査を示します。

○近所つきあいの程度

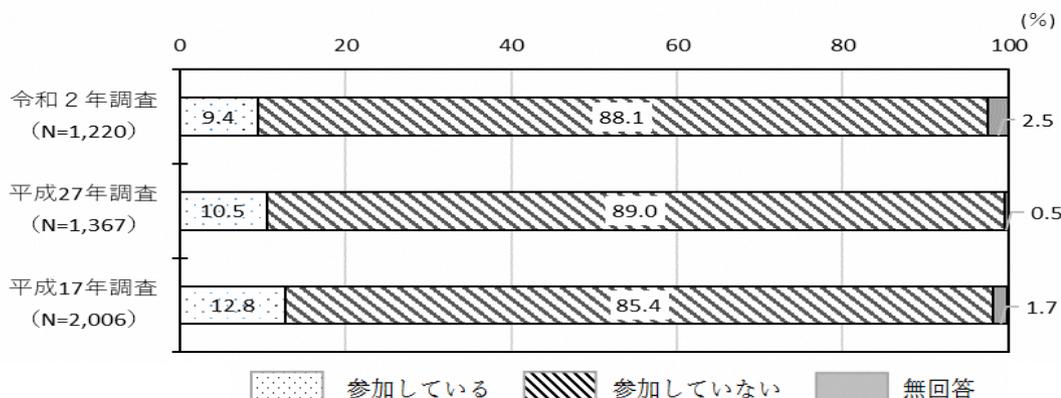
「あなたは、ご近所で最も親しくしている人と、日頃の程度のつきあいをされていますか」という設問に対しては、「簡単な頼みごとや、土産物を分け合うつきあい」が 25.9%と最も高くなっています。これに「困りごとの相談や、助け合うようなつきあい」を加えたものを「親密なつきあい」とすると、40.6%となります。また、「立ち話をする程度のつきあい」と「挨拶をする程度のつきあい」を加えたものを「浅いつきあい」とすると、49.6%となります。「ほとんどつきあいはない」は 7.9%です。

平成 27 年調査と比べると、＜親密なつきあい＞ は 11.6 ポイント低くなり、＜浅いつきあい＞ は 12.6 ポイント高くなっています。



○ボランティア活動の参加状況

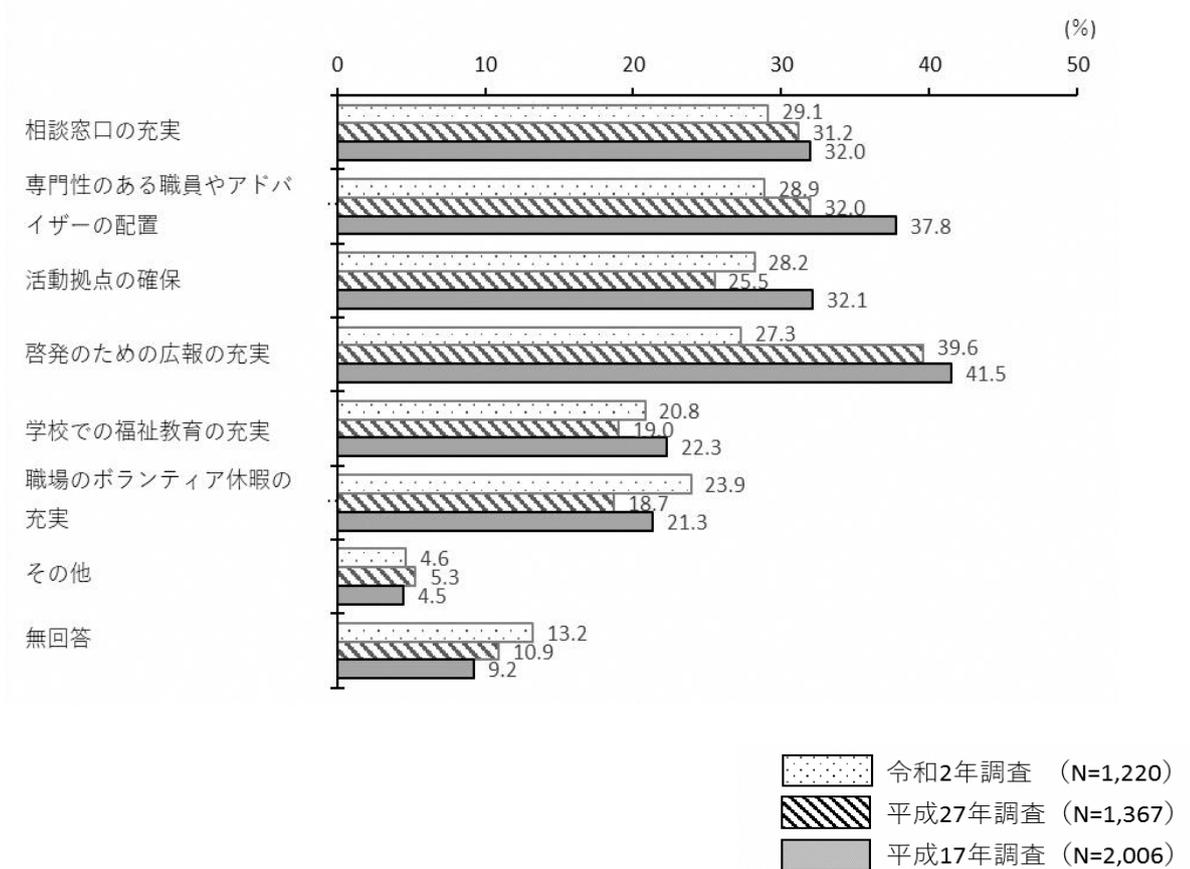
「あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか」という設問に対しては、「参加している」は 9.4%となっており、平成 27 年調査に比べると 1.1 ポイント低下、平成 17 年調査と比較すると 3.4 ポイント低下しています。



○ボランティア活動を活発化させるために必要なこと

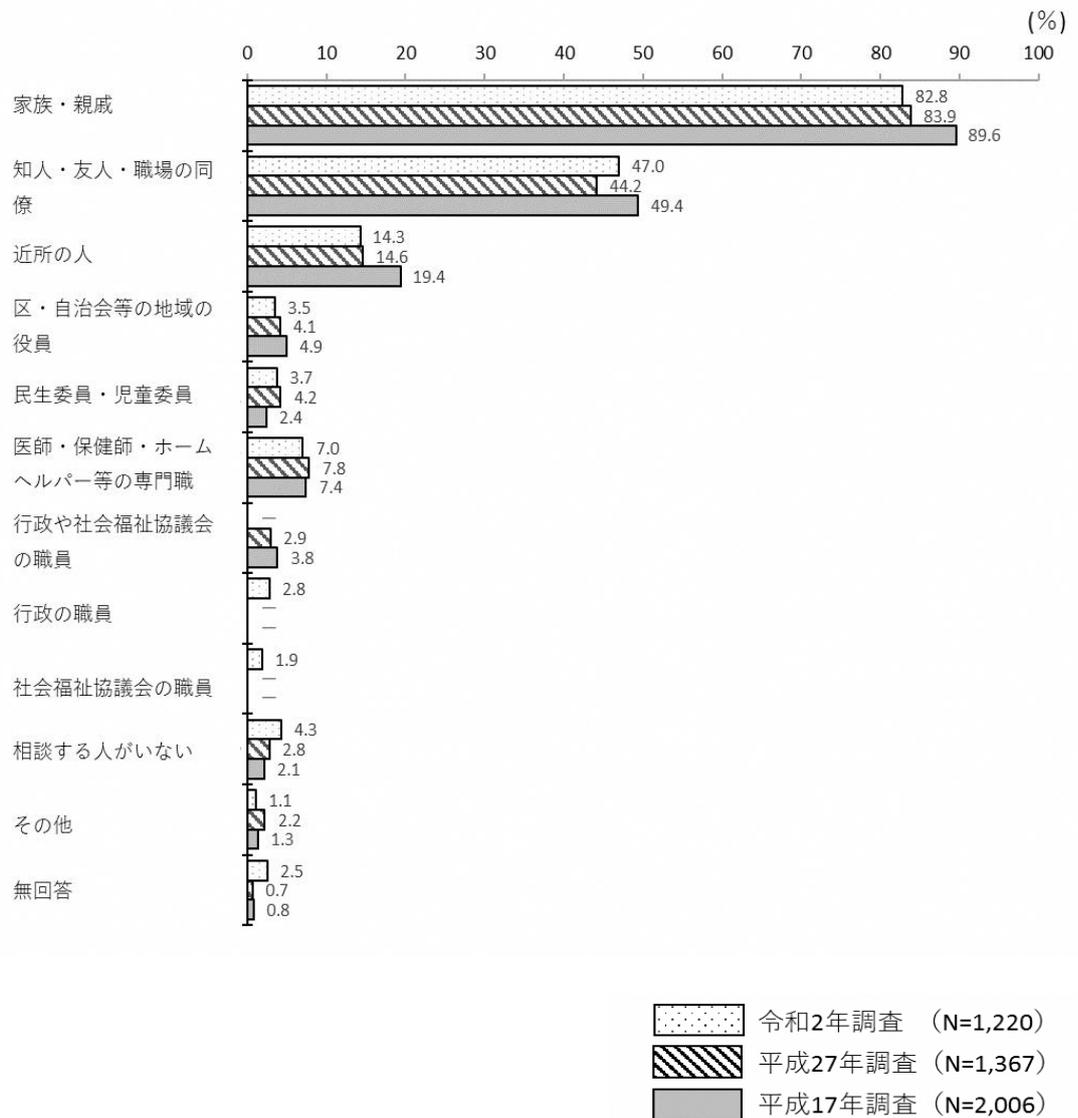
「今後、ボランティア活動をさらに発展させるために、どのような基盤整備や活動が必要だと思いますか」という設問に対しては、「相談窓口の充実」が29.1%と最も高く、「専門性のある職員やアドバイザーの配置」、「活動拠点の確保」の順に続いています。

過去二回の調査と比べると、同様の傾向にありますが、割合は全般的に低くなっています。「活動拠点の確保」及び「職場のボランティア休暇の充実」については、2ポイント以上高くなっています。



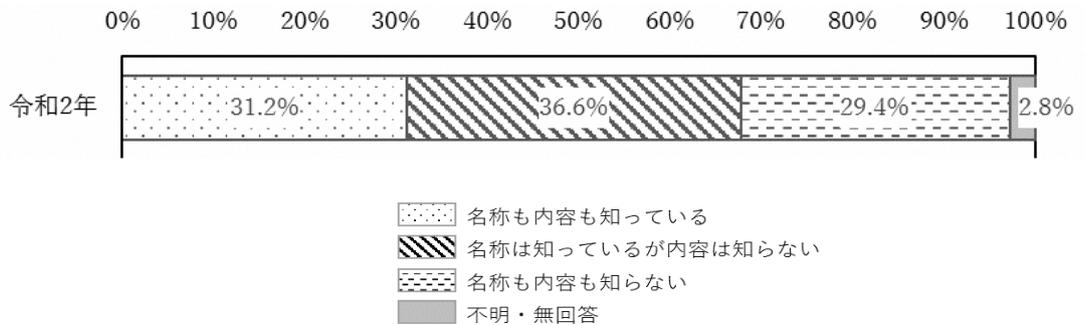
○生活の困りごとについて相談する相手

「あなたが日頃、生活の困りごとについて相談する相手はどなたですか」という設問に対しては、「家族・親戚」が 82.8%と最も高く、「知人・友人・職場の同僚」も 47%と比較的高い割合です。平成 27 年調査と比べると、「相談する人がいない」は 1.5 ポイント高くなっています。



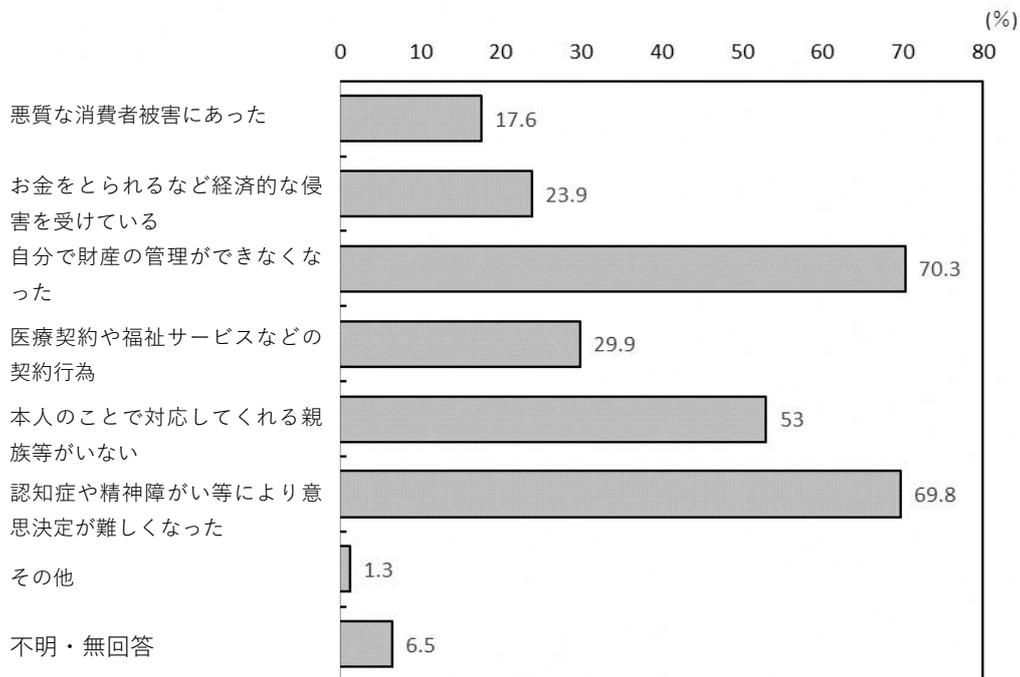
○成年後見制度の認知状況

「あなたは、成年後見制度をご存じですか」という設問に対しては、「名称は知っているが内容は知らない」が36.6%で最も高くなっています。「名称も内容も知っている」と合わせると、67.8%となっています。



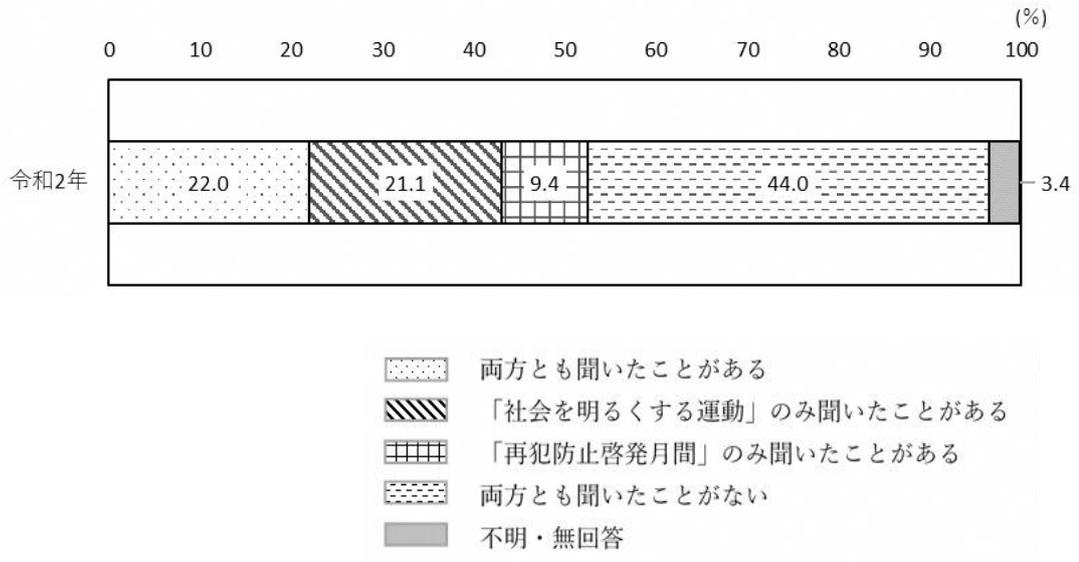
○成年後見制度が必要な場面

「あなたは、どのような場面に成年後見制度が必要になると思われますか」という設問に対して、「自分で財産の管理ができなくなった」が70.3%で最も高く、「認知症や精神障がい等により意思決定が難しくなった」が69.8%、「本人のことで対応してくれる親族等がない」が53%と続いています。



○「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」の認知状況

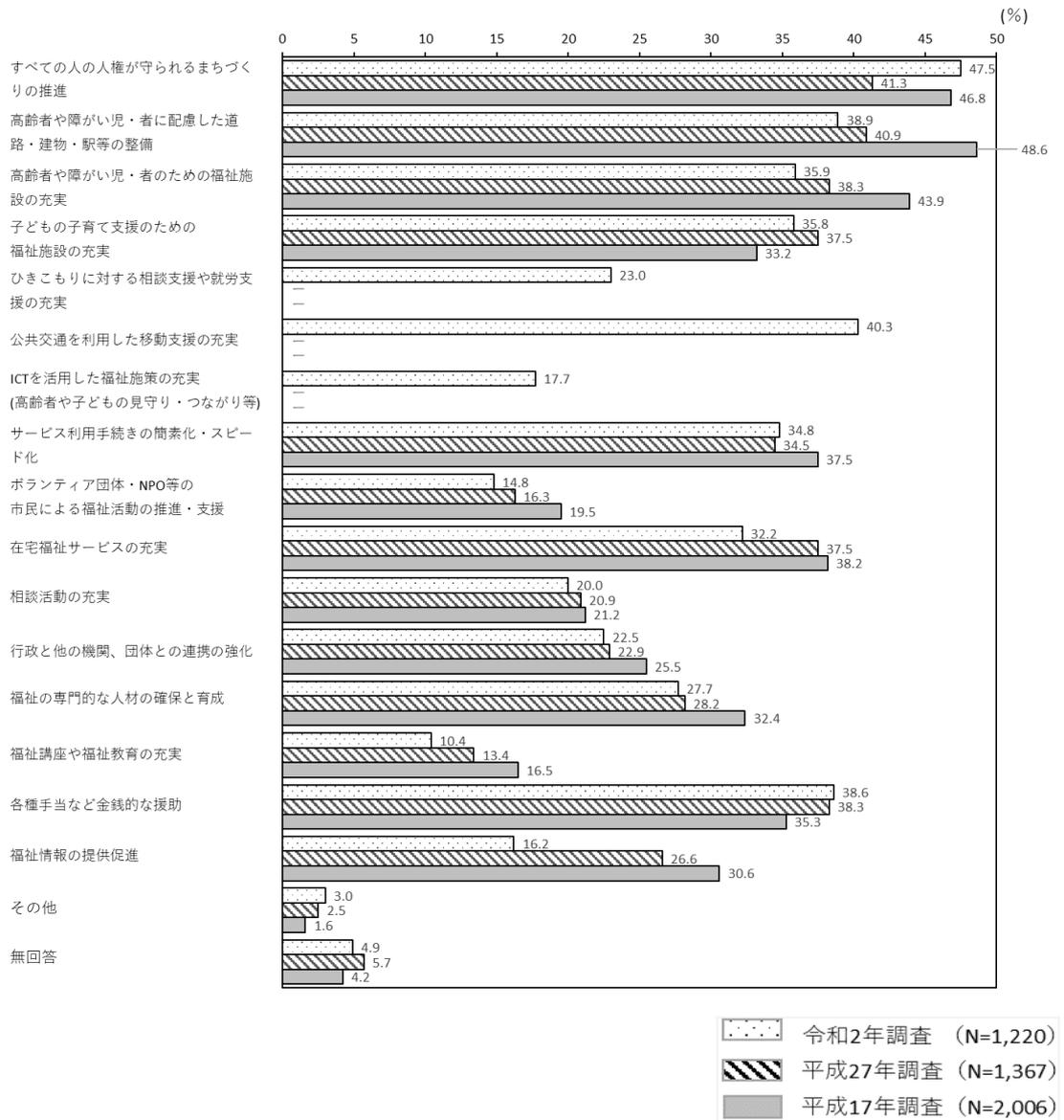
「あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である、『社会を明るくする運動』または『再犯防止啓発月間』を聞いたことがありますか」という設問に対しては、「両方とも聞いたことがある」と『社会を明るくする運動』のみ聞いたことがある」、「『再犯防止啓発月間』のみ聞いたことがある」を合わせた〈聞いたことがある〉の割合は、52.5%となっています。また、「両方とも聞いたことがない」は 44.0%となっています。



○重点をおくべき市の施策

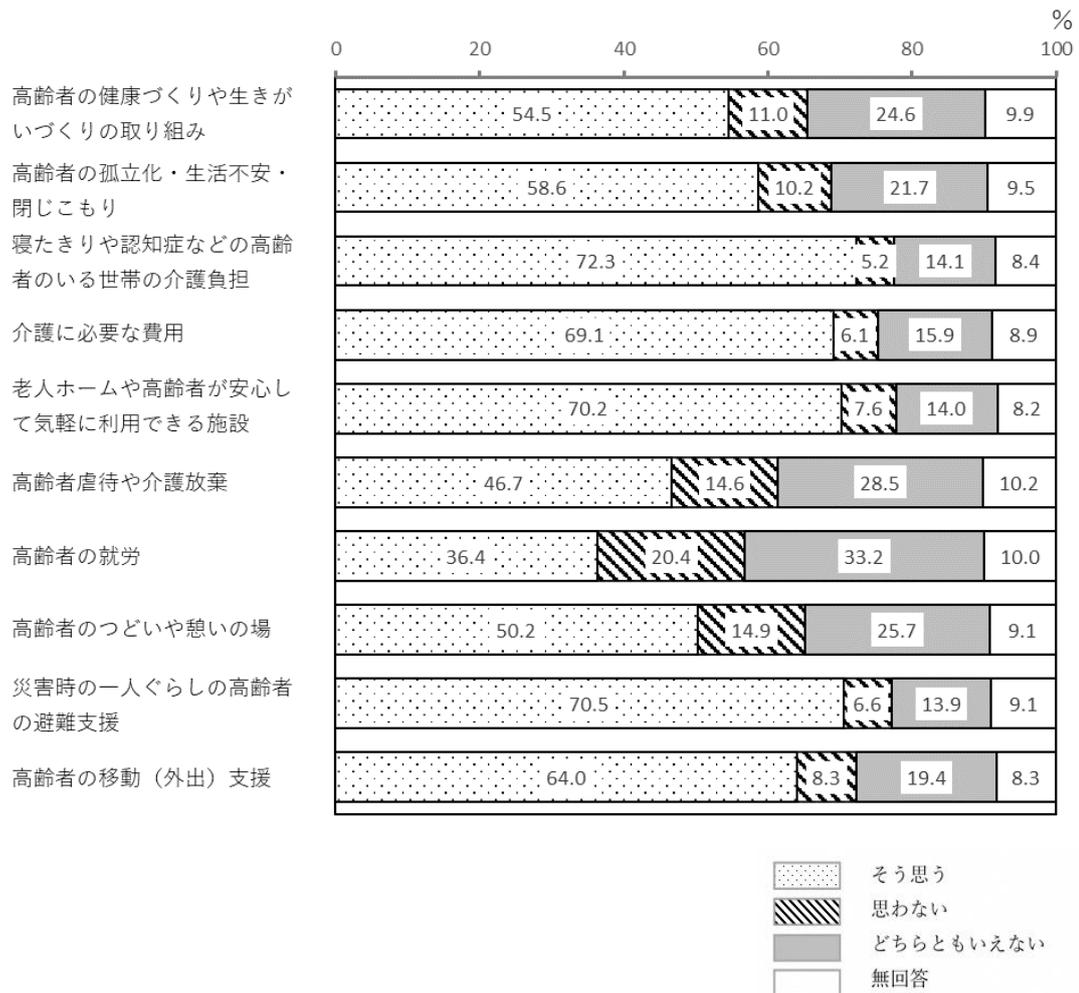
「今後、甲賀市が重点を置くべき福祉施策は何だと思いますか」という設問に対しては、「すべての人の人権が守られるまちづくりの推進」が 47.5%と最も高くなっており、「公共交通を利用した移動支援の充実」が 40.3%、「高齢者や障がい児・者に配慮した道路・建物・駅等の整備」が 38.9%と続いています。

平成 27 年調査と比べると、全般的に割合が下がっています。高くなったのは「すべての人の人権が守られるまちづくりの推進」、「サービス利用手続きの簡素化・スピード化」、「各種手当など金銭的な援助」となっています。



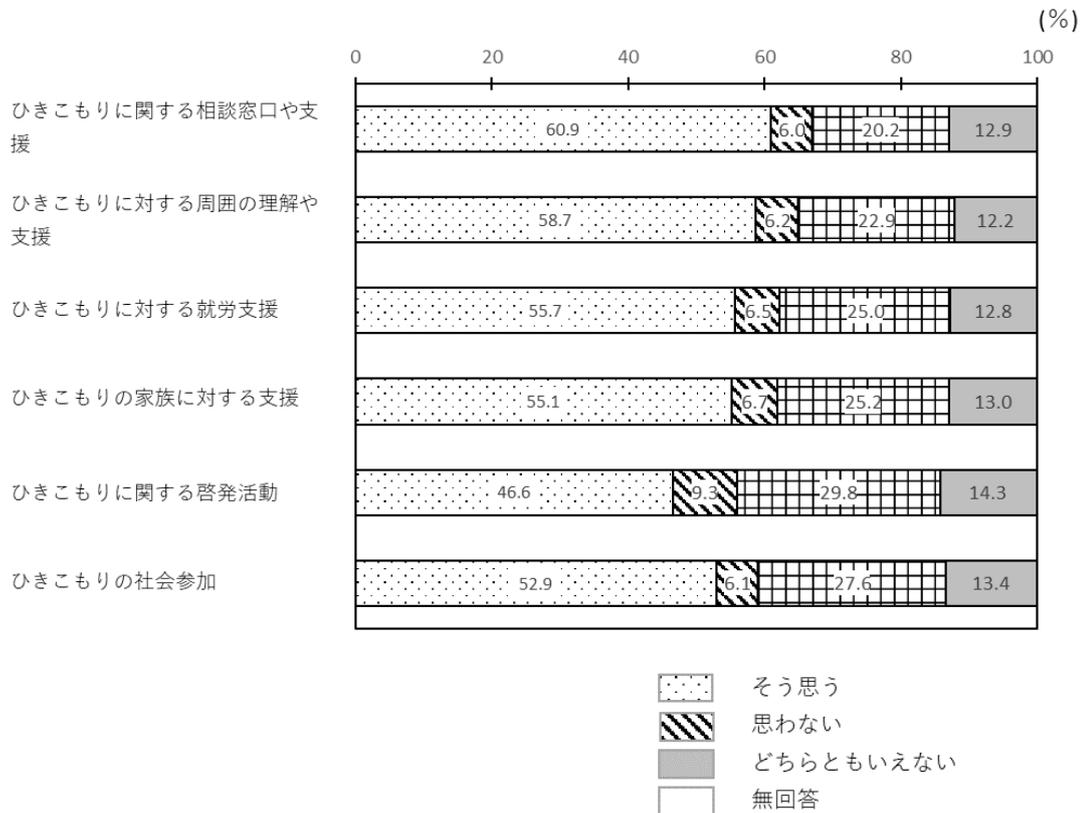
○高齢者に対する課題

「あなたのお住まいの身近な地域で、次の課題について、日頃から何とかしなければならぬと思っていますか」という設問の、高齢者に対する課題に対しては、「寝たきりや認知症などの高齢者のいる世帯の介護負担」、「災害時の一人ぐらしの高齢者の避難支援」、「老人ホームや高齢者が安心して気軽に利用できる施設」、「介護に必要な費用」の項目において「そう思う」の割合が高くなっています。



○ひきこもりに対する課題

「あなたのお住まいの身近な地域で、次の課題について、日頃から何とかしなければならぬと思っていますか」という設問の、ひきこもりに対する課題に対しては、「ひきこもりに関する相談窓口や支援」、「ひきこもりに対する周囲の理解や支援」、「ひきこもりに対する就労支援」の項目において「そう思う」の割合が高くなっています。



第3次甲賀市地域福祉活動計画

令和3年(2021年)10月 策定

発行 : 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口5609番地

TEL 0748—76—3287

FAX 0748—63—2021

Email info@kokashakyo.com

こうかごふくまる

イメージキャラクター 「甲 賀 五 福 丸」

甲賀市の福祉を進める忍者「甲賀五福丸」です。

5つのハートは市内の各地域がモチーフ。ご近所福祉のために市内を飛び回ります。